平成２１年（フ）第２０５号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲3676番地26
債務者　上床　紀貴
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１４６号
宮崎県都城市久保原町23街区４号
債務者　岡﨑　孝洋
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７４号
宮崎県都城市金田町291番地
債務者　平川　　武
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７５号
宮崎県都城市金田町291番地
債務者　平川千架子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７６号
宮崎県都城市鷹尾５丁目７街区１号　市営北鷹尾団地５－１－50
債務者　松山　止雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１４２号
鹿児島県姶良郡湧水町木場89番地１　丸池タウン栗103号室、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町木場89番地１
債務者　徳地　正仁
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１４３号
鹿児島県姶良郡湧水町木場89番地１　丸池タウン栗103号室、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町木場89番地１
債務者　徳地　豊子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓3604番地
債務者　西野　孝徳
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田4493番地３
債務者　久徳　久男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田4839番地新町住宅20号
債務者　川口　千恵
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿屋市寿６丁目８番８号
債務者　福島　　誠
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
長野市大字柳原1906番地　小林芳徳方、住民票上の住所長野市川中島町四ツ屋104番地２
債務者　川又　　進
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
長野市大字柳原1906番地　小林芳徳方、住民票上の住所長野市川中島町四ツ屋104番地２
債務者　川又　君江
1　決定年月日時　平成21年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市高司２丁目９番４号
債務者　松田　雅彦
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２２０号
兵庫県宝塚市美幸町８番22号
債務者　比嘉　祥人
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２９５号
兵庫県伊丹市瑞ヶ丘３丁目27番地２　エスポワール302号、前住所兵庫県伊丹市西台３丁目６番20―102号
債務者　中西　真澄
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３０２号
兵庫県川西市東多田３丁目16番14号106
債務者　中野まり子
1　決定年月日時　平成21年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３１５号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵77番地の22
債務者　ＣＲＯＳＳ－ＲＯＳＥこと　山田　典子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所